都道府県医師会 担当理事 殿

> 公益社団法人 日本医師会 常任理事 長島 公之 常任理事 宮川 政昭 (公印省略)

緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業) 「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について(周知依頼)

令和6年度補正予算による緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業)については、令和7年2月13日付文書(日医発第1926号)等にてお知らせをしているところです。

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、事務連絡「緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業)「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について (周知依頼)」が発出され、本会に周知依頼がございました。

本事務連絡では「緊急支援パッケージ (医療施設等経営強化緊急支援事業)」に関する予算については令和7年度予算に繰り越した上で順次実施される予定であることが示され、具体的な内容は、今後、令和7年度事業の実施要綱等で示す予定とされております。

緊急支援パッケージの「生産性向上・職場環境整備等支援事業」は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合に、所要の経費に相当する給付金が支給されることになり、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院・有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションが給付金の支給対象となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知をいただくとともに、 貴会会員医療機関へ、ベースアップ評価料の令和7年3月31日までの届出をご検 討いただきますよう、周知のご協力をお願い申し上げます。

日本医師会では、大幅に簡素化された様式を用いて3月中にベースアップ評価料の届出を行う医療機関に向け、届出書類の作成手順を解説した資料と動画をメンバーズルームに掲載しておりますので、あわせてご周知頂ければ幸いです。

(日本医師会メンバーズルーム)

https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html

以 上

【添付資料】

- ・緊急支援パッケージ (医療施設等経営強化緊急支援事業)「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について (周知依頼) (令和7年3月6日 厚生労働省医政局医療経営支援課)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 3月末までの届出を是非ご検討ください (令和7年3月に届出を行う医療機関向けの説明用資料 日本医師会)

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業) 「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について(周知依頼)

日頃より、厚生労働行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

今般、令和6年度補正予算に計上した、いわゆる緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業)について、別添のとおり各都道府県衛生主管部 (局)宛に情報提供いたしましたので、貴会会員への周知の程、宜しくお願い申し上げます。

事 務 連 絡 令和7年3月5日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業) 「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について(情報提供)

日頃より、厚生労働行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和6年度補正予算に計上した、いわゆる緊急支援パッケージ(医療施設等経営強化緊急支援事業)については令和6年度事業の実施要綱をお示ししたところですが、本事業に関する予算については令和7年度予算に繰り越した上で順次実施することを予定しています。

今後、令和7年度事業の実施要綱等をお示しする予定ですが、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」については、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーションを対象として、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合に別紙の支給額に基づいた支援を行うこととしていますので情報提供いたします。

生産性向上 職場環境整備等支援事業 概要

下記内容は現時点の考え方を整理したものであり、具体的な内容は追って令和7年度事業の実施要綱等でお知らせする。

〇支給対象

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている(※)病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

(※)本事業における、ベースアップ評価料の「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なす。

〇支給要件

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や 職員の処遇改善を図る場合(いずれか(複数可))に所要の経費に相当する給付金を支給する。

(ICT機器等の導入による業務効率化)

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、 監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(タスクシフト/シェアによる業務効率化)

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト /シェア

(給付金を活用した更なる賃上げ)

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

〇支給額の算定方法

(病院・有床診) 許可病床数×4万円

(医科診療所) 1施設×18万円

(歯科診療所) 1施設×18万円

(訪問看護ST) 1施設×18万円

〇留意事項

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業 の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

外来・在宅ベースアップ評価料(I)

3月末までの届出を是非ご検討ください

【理由】

- ・届出様式の大幅な簡素化
- ・給付金支給の要件(3月末までの届出) 生產性向上‧職場環境整備等支援事業

国の令和6年度補正予算において、例えば診療所であれば、1施設当たり 18万円の給付金が支給されることになりました。

【支給を受ける要件】ベースアップ評価料 3/31までの届出が必要

- 令和7年1月10日付けで新たに事務連絡が示され、「外来・在宅ベースアップ評 価料 (Ⅰ) □のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されました。
- 基本的には、直近1か月間の初・再診料等の算定回数を調べて頂くだけで、届出 書添付書類の作成が可能です。
- 医療機関からの人材流出を防ぐため、職員の賃上げの原資としてご活用ください。 (算定のためには、医療機関が持ち出しで賃上げする必要は全くありません)
- 届出・算定が少ないと次回診療報酬改定への悪影響が心配されます。



3月中のベースアップ評価料の届出を是非ご検討ください!!

作成のイメージ

- 1. 直近1か月間の初・再診料等の算定回数を入力(事前にレセコンで調べておく)
 - 3月に届出の場合は、2月の初・再診料等の算定回数を調べる

(2月の算定回数が通常と大きく違う場合や、季節変動がある場合は、過去3カ月間や半年間の平均等でも可)

(例) 1か月の算定回数 × 外来・在宅 = 1ヶ月当たりの 算定金額 初診料:100回 × 6点(初診時) = 600点(6,000円) 再診料:500回 × 2点(再診時) = 1,000点(10,000円) 合計 1,600点(16,000円)

初・再診料等の算定回数を入力すれば、 ベースアップ評価料の算定金額見込みは 自動計算される

2. 上記金額を1.165で割り、対象職員「全体」の賃金改善見込み額を設定

基本給等の引上げに連動して引き上がる法定福利費の事業主負担分等(16.5%)が持ち出しにならないように、 差し引いた金額

(例) 1ヶ月当たりの 算定金額 ÷ 1.165 = 対象職員全体の 賃金改善見込み額 16,000円 ÷ 1.165 = 13,734円



個々の対象職員の賃金や賃金改善見込み額を記載する必要はありません。→職員に他の職員の給与額を知られないので、職員に作成を任せることができます・対象職員の人数も記載する必要はありません。

3月中の届出の場合 全体の流れ

- (O)2月分の初診料·再診料の算定回数をレセコン等で調べておく
- (1)届出様式の書類(エクセル・ファイル)を厚労省のサイトからダウンロード
- (2)エクセルのシートに入力→計画書・届出書が自動作成される
- (3)作成したエクセル・ファイルを電子メールで地方厚生(支)局の 都道府県事務所の専用メールアドレスに送信する
 - ⇒専用メールアドレスは、エクセルのシートに都道府県名を入力すると、表示される

(メールが困難なら、書面提出も可)

(4)3月中の届出→4月1日からベースアップ評価料の算定開始 4月分給与から賃上げ(評価料の対象職員への配分)開始

(1) 届出様式の書類(エクセル・ファイル)を厚労省のサイトからダウンロード

医療機関の届出にかかる負担軽減のため、令和7年1月にベースアップ評価料(I)専用届出様式を公開しま した。この新しい様式は、厚生労働省や地方厚生(支)局のウェブサイトからダウンロードできます。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite /bunya/0000188411 00053.html



または

◇厚生労働省 ベースアップ評価料



新しい様式はこちら

--- 中略 ---

2. 届出様式(医療機関用) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)のみを届出する場合 (評価料 I 専用届出様式) - スアップ評価料届出様式 (Excel形式) [375KB] @

ベースアップ評価料管に係る原出については、医療機器の所在地を管轄する地方原生(支)屋部道府周围推断ごとに設定された**専用メールアドレスにEx**

(2) エクセルのシートに入力

検索

①届出に関する基本事項

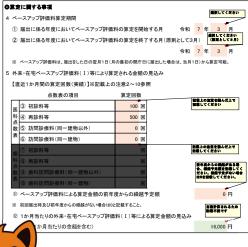


②算定に関する事項

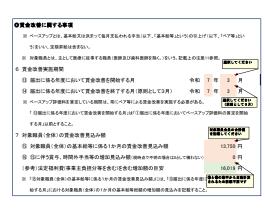


③賃金改善に関する事項



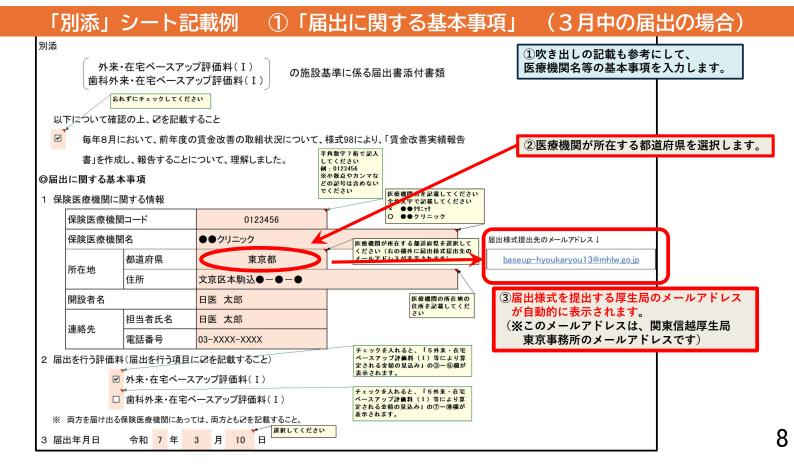


それぞれの項目の入力例を 順にお示しします



(2) エクセルのシート





10

「別添」シート記載例 ②「算定に関する事項」(3月中の届出の場合)

◎算定に関する事項

- 4 ベースアップ評価料算定期間
 - ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月

7 年 令和

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月)

選択してください (原則として3月)

選択してください

令和

目動計算

16,000 円

月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

【3月中の届出】

- 4 ベースアップ評価料算定期間
 - ①算定開始月 令和7年4月
 - ②算定終了月 令和8年3月

「別添」シート記載例 ②「算定に関する事項」(3月中の届出の場合)

5 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

(⑪の1か月当たりの金額を含む)

	点数表の項目	算定回数	女	レセコンで調べた直近1か月間(2月)の	
医科点数	③ 初診料等	100	回	③初診料	
	④ 再診料等	500	回	④再診料	
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	0	回	等の算定回数を入力	
表	⑥ 訪問診療料(同一建物)		回	Ⅰ1月分が通常と大きく違う場合、季節変動がる	よス
歯科点数表	⑦ 初診料等		0	場合は、3カ月や1年間の平均でも可	ישיעו
	⑧ 再診料等	0		前年度からの繰越がある場	
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)			⑪前年度からの繰越予定額	
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)			0円	
⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額					とう
*	初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と	①ベースアップ評価 「即計算され」 算定金額見込みが	トキリノ		
12	1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価	HO-101 1 20 4 7			

「別添」シート記載例 ③「賃金改善に関する事項」(3月中の届出の場合)

6 賃金改善実施期間

③ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

- 令和 7 年 4 月
- (4) 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月)
- 令和 8 年 3 月
- ※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

選択してください (原則として3月)

「③届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

【3月中の届出】

- 6 賃金改善実施期間
 - ③開始月 令和7年4月
 - 14終了月 令和8年3月

⑩ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み (12) (①の1か月当たりの金額を含む) 16.000 円 対象職員全員の合計額 を記載してください 7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額 $(12) \div 1.165$ (15) ⑤ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額 13,734 円 16不明なら0円 (15) (15)に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない) 0 円 16,000 円 (参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安 ⑫以上に 始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

⑤対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

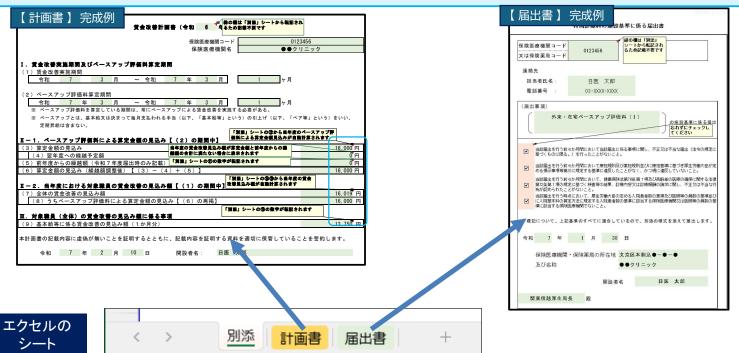
基本給等の引上げに連動して引き上がる法定福利費の事業主負担分等が、医療機関の持ち出しにならないように ⑤の計算方法 ⑥の金額を1.165で割って、小数点以下を切り上げた数字

「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」

- この欄は「(⑮+⑯)×1.165」により自動計算される
- この金額を①の金額以上にする

「計画書」及び「届出書」記載例

以上で「別添」の入力は完成です。入力が完了すると「計画書」及び「届出書」の緑の部分は下記のように自動的に作成されますので、確認の上、あわせて厚生局にメールで提出します。

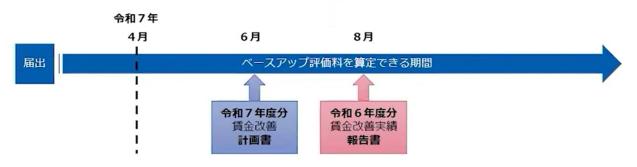


ベースアップ評価料届出後の流れ ベースアップ評価料(I)のみを属出した場合

令和7年2月届出 → 3月:算定・賃上げ開始

令和7年6月30日までに令和7年度分の賃金改善計画書

令和7年8月31日までに令和6年度分の賃金改善実績報告書を提出してください。





令和7年3月届出 → 4月:算定・賃上げ開始

令和7年度内に追加で提出する書類なし

その他の留意点等

- 診療所の手間を軽減する観点からは、以下のような対応が考えられます。
 - >パートの対象職員も勤務時間を常勤換算した上で対象職員に含める。また、事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は、「その他医療に従事する職員」として対象職員に含める。
 - ▶職員ごとの分配方法
 - ○最も簡単な方法:対象職員の賃上げは、全職員、同一の金額とする。
 - (パート職員については、常勤換算数に応じた金額とする。)
 - ○面倒にはなるが、職員ごとに異なる賃上げ額としてもかまわない
 - ▶賃金規程を見直し、「ベースアップ評価手当として支給すること」、「本手当は 賞与の額に影響しないこと」、「本手当は診療報酬におけるベースアップ評価料 をもとに支給されているため、本制度が改定された場合は、見直しを行うことが できること」等を規定する。

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料の届出見込みであれば、 給付金の受領が可能に!!

● 国では賃上げ等のための生産性向上の取り組みを支援し、医療人材の確保・定着を図ることを目的に、令和6年度補正予算において「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を実施することを決め、ベースアップ評価料を算定している医療機関であれば、給付金の支給を受けることができることになりました。

(例えば、無床診療所で生産性向上・職場環境整備等の経費相当分として1施設 当たり18万円)

● 日本医師会では、その対象の拡大を強く求めていましたが、このほど、令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所、無床診療所及び訪問看護事業所に加えて、同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所、無床診療所及び訪問看護事業者まで支給対象に含まれることになりました。

生産性向上・職場環境整備等支援事業 <概要>

支給対象

令和7年2月1日時点(※)でベースアップ評価料を届け出ている<mark>又は、同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの</mark>病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護事業者

(※)令和6年度事業の場合、都道府県における事業化は早くとも本年2月1日以降が想定されるため

支給要件

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合(いずれか(複数可))に 所要の経費に相当する給付金を支給する

- ●ICT機器等の導入による業務効率化
 - タブレット端末、臨床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- ●タスクシフト/シェアによる業務効率化
 - 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
- ●給付金を活用した更なる賃上げ
 - 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

支給額の算定方法

(病院·有床診) 許可病床数×4万円 (医科診療所) 1施設×18万円 (歯科診療所) 1施設×18万円 (訪問看護ST) 1施設×18万円